

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和28年8月5日から29年8月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を29年8月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月3日から28年2月15日まで
② 昭和28年8月5日から30年7月1日まで

私は、昭和27年4月3日から30年6月30日までA社B支店に勤務したが、厚生年金保険の記録は28年2月15日から同年8月5日までしか無い。

勤務したことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、複数の元同僚の供述及び申立人が保管しているA社B支店記念アルバム（以下「記念アルバム」という。）における工事関係者氏名の記載から、申立人が、A社B支店に勤務していたことは認められる。

また、同記念アルバムによると、Cの工事^{しゅんこう}竣工は昭和29年7月20日と記され、申立人はCの完成後も残工事のために30年6月30日まで勤務したと主張しているところ、当時の元同僚は、「私が29年4月にD県の事業所に異動する際、あいさつ状を書くためにA社B支店から同年4月15日発行の名簿をもらったが、その中に申立人も記載されているので、その時点では間違いなく在籍していたと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所において社会保険手続を行っていたとする元同僚は、「常備職員の契約期間は工事完了までであった。厚生年金保険被保険者の資格喪失は、別の事業所に異動したときや退職したとき以外はなかったと思う。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が所属していたE課の元同僚のうち、申立人と同様に残工事に就いていた同僚は、A社B支店が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和29年8月1日まで厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和28年8月5日から29年8月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和28年7月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和28年8月5日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月から29年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和29年8月1日から30年7月1日までの期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A社に照会したが「申立期間当時の関係資料は保存期間を経過しているため確認できない。」と回答している。

申立期間①については、複数の元同僚の供述により、申立人がA社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和27年7月1日となっており、同日前は厚生年金保険適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所の事務課に勤務していた者は「臨時職員は社会保険には加入していない。」と供述しているところ、同僚のうち一人は「申立人も自分も当初は臨時職員だった。」と供述しており、他の同僚は「昭和27年8月から勤務していたが、同年12月までは臨時社員で、28年1月から正社員となった。」と供述しており、当該同僚は、正社員となった28年1月に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿を見ると、申立人及び複数の元同僚は、昭和28年3月2日に厚生年金保険被保険者手帳記号番号が払い出されており、厚生年金保険被保険者台帳から申立人の厚生年金保険被保険者の資

格取得年月日は同年2月15日であることが確認でき、申立期間①において申立人の記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②のうち、昭和29年8月1日から30年7月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、A社における標準報酬月額に係る記録を、申立期間のうち、平成8年8月は38万円、同年9月は44万円、同年10月から9年7月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月29日から9年8月1日まで

私はA社のB営業所に勤務していたが、申立期間について、ねんきん定期便で確認したところ、実際に支給されていた給与に比べて、標準報酬月額が低かった。申立期間について、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の、申立期間のうち平成8年8月から9年7月までの標準報酬月額については、賃金明細書により確認できる賃金支給額及び厚生年金保険料の控除額から平成8年8月は38万円、同年9月は44万円、同年10月から9年7月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る関連資料は保管しておらず不明としているが、C健康保険組合が保管する申立人の健康保険適用台帳を見ると、申立期間の報酬月額が36万円となっており、オンライン記録と一致していることから、事業主が36万円

を標準報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は賃金明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成8年7月については、賃金明細書に記載された賃金支給額から計算した標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を昭和39年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月1日から同年6月10日まで

私は、昭和36年9月11日にA社へ入社し、45年12月16日の退職までの間、同社で継続して勤務していた。

しかし、年金記録を確認したところ、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。昭和39年2月はA社C営業所から同社B営業所への転勤となった時期である。

A社に継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた社員管理カード及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年2月1日に同社C営業所から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和39年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 22 日まで
② 昭和 41 年 6 月 14 日から 42 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日まで
⑤ 昭和 44 年 10 月 10 日から 47 年 1 月 9 日まで
⑥ 昭和 51 年 6 月 18 日から 52 年 11 月 5 日まで
⑦ 昭和 54 年 1 月 8 日から同年 4 月 21 日まで

申立期間①から⑦までに係る年金記録を確認したところ、昭和 61 年 9 月に脱退手当金を受給していたことになっていた。

しかし、私は、昭和 61 年当時、銀行・郵便局等の口座は持っていない上、脱退手当金の支払通知書も受け取った覚えが無い。

脱退手当金を受け取っていないにもかかわらず、脱退手当金が支給済みとされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までに係る最終勤務事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されている。

また、申立人は、「昭和 50 年ごろ、A 社会保険事務所（当時）へ年金相談に訪れた際、担当者から、今、厚生年金保険をやめると一時金として、4、5 万円支給されるという話を聞いた。」と供述しており、申立人は、昭和 61 年以前から、厚生年金保険を脱退した場合には一時金が支給されることを認識していたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間⑦に係る最終勤務事業所を退職後、国民年金に加入していない上、申立期間①から⑦までに係る脱退手当金が支給決定された昭和

61 年 9 月時点において、厚生年金保険を受給するための申立人の厚生年金保険被保険者期間は 20 年を満たしておらず、年齢についても 60 歳に達していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはいかたがえなない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

私は、A社B工場（現在は、A社C工場）に中途採用されて勤務していたが、年金事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び元同僚の供述により、申立人が申立期間ごろA社B工場に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社C工場は「当時の関係書類は保存期間経過により廃棄しているため詳細は不明であるが、申立期間当時、当社では中途採用者は入社後半年間を試用期間としていた。」と回答しており、また、同社の元人事担当者は「中途採用者については、臨時社員として入社から半年の試用期間を設け、同期間中は厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述しているところ、申立期間中に、申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の中途採用者は入社から半年間程度経過後に資格取得していることが確認できる。

また、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、厚生年金保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年12月5日から34年5月4日まで
② 昭和34年7月28日から同年10月19日まで
③ 昭和37年11月17日から同年12月16日まで

私は、申立期間①及び②は、A氏が所有するB丸に、申立期間③はC氏が所有するD丸に乗船していたが、船員手帳の記録と年金記録に相違がある。

申立期間について勤務していたことは間違いないので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持している船員手帳には、申立期間①から③までに係る雇入及び雇止年月日が記載されているが、これは船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

2 船舶所有者であるAに係る申立期間①及び②について、申立人から提出された船員手帳によると、同事業所が所有するB丸において、昭和33年12月5日雇入れ、34年10月19日雇止めと記録されていることが認められる。

しかしながら、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人は、昭和34年5月4日資格取得、同年7月28日資格喪失と記録されており、当該記録は申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録と一致している。

また、申立人は、当時、A氏が所有するB丸には12名程度乗船していたと供述しているところ、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間

①において7名だけに被保険者記録があり、申立期間②においては被保険者となっている者がいないことから、当該事業所では全員を船員保険に加入させていたわけではないことがわかるほか、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間①及び②において申立人の記録は無い上、申立期間①に係る船員保険の被保険者証記号番号に欠番や乱れも無い。

さらに、申立期間①及び②に係るB丸の船舶所有者は、既に船員保険が適用される船舶所有者ではなくなっている上、当該船舶所有者は既に他界しており、その親族に照会しても「関係書類は保管していない。」と回答していることから、申立期間①及び②に係る船員保険被保険者資格得喪の届出及び船員保険料の控除について、確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間①に当該事業所において船員保険被保険者であった複数の者は、当該事業所では、船員保険に加入しなかったときもあったと供述している。

- 3 船舶所有者であるCに係る申立期間③について、申立人から提出された船員手帳によると、同事業所が所有するD丸において昭和37年11月17日雇入れ、同年12月16日雇止めと記録されていることが認められる。

しかしながら、船員保険船舶所有者名簿の記録によると、申立期間③について、C氏が所有していた船員保険に加入する船舶の中にD丸の記録は見当たらない。

また、C氏の親族に照会したが、同氏は既に他界しており、申立期間③当時の資料は無いと回答しているほか、申立期間③に同氏の所有する他の船舶において船員保険被保険者であった複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間③に申立人が一緒に乗船したとして名前を挙げた同僚は既に他界しており、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

- 4 このほか、申立人の申立期間①から③までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで、A 県 B 区にあった C 社に季節労働者として勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）に確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

前年も別の事業所ではあるが季節労働者として勤務した際は厚生年金保険に加入していたことから、申立期間についても加入していたはずであるので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述により、申立人が申立期間、C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管している厚生年金保険被保険者の一覧表を確認したところ、申立人の記載は無い上、同一覧表と当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録は一致している。

また、申立人と一緒に当該事業所に入社した元同僚に照会したところ、「申立人が昭和 44 年 11 月から 45 年 3 月まで同事業所に勤務していたことは間違い無いが、自分も申立人と同様に同期間の厚生年金保険被保険者記録が無く、厚生年金保険料が控除された記憶が無い。」と回答しており、当該同僚の加入記録によると、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録は無く、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、厚生年金保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間の一部期間において国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 1 日から 16 年 1 月 1 日まで
事業主より厚生年金保険の標準報酬月額の訂正（18 万円から 17 万円）があったようだが、私には心当たりが無い。
平成 15 年 11 月分の給与明細書を提出するので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、18 万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者でなくなった日（平成 16 年 1 月 1 日）の 26 日後の同年 1 月 27 日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は 15 年 7 月 1 日に遡及^{そきゅう}して 17 万円に引き下げられていることが確認できる。

このことについて当該事業所に照会したところ「資料が残っていないのではっきりと分からないが、平成 15 年 12 月の給与賃金台帳を確認したところ、交通費が減額していることが原因している可能性がある。」と回答している。

また、当該事業所から提出された申立人に係る平成 15 年 12 月の給与賃金台帳を見ると、同月は厚生年金保険料として 8,827 円と記載されている。その額は、同年 11 月分の厚生年金保険料額から、標準報酬月額が 18 万円の場合と 17 万円の場合の厚生年金保険料の差額 5 か月分（同年 7 月から 11 月まで）の合計 3,395 円を差し引いた額と考えられる。

さらに、平成 15 年 12 月分の厚生年金保険料については 16 年 1 月の給与賃金台帳により、標準報酬月額 17 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、当該事業所から提出された厚生年金基金加入員資格喪失確認通知書の

写しにより、当該事業所がB厚生年金基金に標準報酬月額 17 万円として届出を行ったことが確認でき、その額はオンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 24 日ごろから 2 年 5 月 1 日まで
私は平成元年 12 月 24 日ごろから 3 年 8 月 13 日まで A 社の B 事業所に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。
勤務していたことは間違いないので、私の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、入社日は特定できないものの、平成 2 年 5 月 1 日以前に申立人が A 社の B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所から提出のあった社会保険加入者一覧表によると、申立人の厚生年金保険の加入年月日は平成 2 年 5 月 1 日と記録されており、当該記録はオンライン記録及び雇用保険の被保険者記録と一致している。

また、当該事業所は「一般的に試用期間を経て正社員にしており、試用期間中は社会保険に加入させていない。」と回答している上、当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚が供述している入社日と厚生年金保険の資格取得日について、入社後数か月程度経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間を含む平成元年 12 月 3 日から 2 年 5 月 1 日までの期間において、国民健康保険の被保険者になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月 13 日から 34 年 8 月 26 日まで
② 昭和 34 年 8 月 27 日から 36 年 3 月 26 日まで

私は申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務していたが、いずれの申立期間においても厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、申立人の供述と同社の回答がおおむね一致することから、時期及び期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が事業所の所在地として供述したC市において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在していた記録が無い。

また、当該事業所は、「申立期間当時の資料は無いが、昭和 38 年 1 月分の給料支給明細表があり、同明細表によると従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかったようなので、申立期間当時も同じではなかったかと思う。」と回答している。

さらに、申立人が供述した事業主及びその配偶者は、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

B社に係る申立期間②については、申立人の同社に係る供述が具体的であること、及び申立人が一緒に働いたと供述している複数の同僚が、申立期間後に同社で厚生年金保険の被保険者となっていることから、時期及び期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は昭和 36 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっ

ており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所の事業を継承したD社は、「当社は昭和 36 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は当社が厚生年金保険の適用事業所ではない期間である。」と回答している。

さらに、申立期間当時の事業主及び申立人が一緒に働いたと供述している複数の同僚は、いずれも昭和 36 年 5 月 1 日に申立事業所で厚生年金保険の被保険者となっており、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 21 日から 43 年 3 月 1 日まで

私は昭和 38 年 10 月から 43 年 2 月までA社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてA社に照会したが、申立期間当時の資料は保管しておらず、これらの事実を確認することはできなかった。

また、申立人が同時期に申立事業所の関連会社であるB社へ出向したと供述する複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人と同様に数か月間の空白期間が確認できる。

さらに、申立事業所に係る雇用保険の離職年月日は昭和 42 年 10 月 20 日であり、当該記録はオンライン記録と符合している。

加えて、申立期間当時、申立事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格喪失日は昭和 42 年 10 月 21 日、健康保険被保険者証の返納年月日は同年 11 月 15 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。